

○総務省告示第 号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和四年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更前欄に掲げる対象規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

変更後	変更前
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 【略】</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>【ア 略】</p> <p>イ 衛星基幹放送</p> <p>衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては<u>右旋円偏波及び左旋円偏波</u>（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。</p> <p>【(ア) 〜 (ウ) 略】</p> <p>【ウ 略】</p> <p>【(2)・(3) 略】</p> <p>(4) その他放送の多様化、高度化等のための施策</p> <p>【ア〜ウ 略】</p> <p>【割る】</p> <p>【略】</p> <p>【2・3 略】</p> <p>第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることので</p>	<p>第1 【同左】 【同左】</p> <p>1 【同左】</p> <p>(1) 【同左】</p> <p>【ア 同左】</p> <p>イ 衛星基幹放送</p> <p>衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては<u>左旋円偏波</u>（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。</p> <p>【(ア) 〜 (ウ) 同左】</p> <p>【ウ 同左】</p> <p>【(2)・(3) 同左】</p> <p>(4) 【同左】</p> <p>【ア〜ウ 同左】</p> <p>【略】</p> <p>衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジョン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。）が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。）を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（1の周波数を分割せずを使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内）とする。</p> <p>【略】</p> <p>衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジョン放送については、<u>将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。</u></p> <p>【同左】</p> <p>【2・3 同左】</p> <p>第3 【同左】</p>

さる放送番組の数)の目標

〔1 略〕

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

〔1〕・〔2〕 略〕

〔3〕 衛星基幹放送

〔ア・イ 略〕

ウ 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	24程度〔注1〕
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	39程度～79程度〔注2〕

〔注1〕 略〕

〔割る〕

〔割る〕

〔注2〕 1の周波数を2分割、3分割又は4分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

〔割る〕

〔4〕・〔5〕 略〕

備考 表中の「」の記号は印刷しない。

〔1 同左〕

2 〔同左〕

〔1〕・〔2〕 同左〕

〔3〕 〔同左〕

〔ア・イ 同左〕

ウ 〔同左〕

基幹放送の区分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全国	18程度〔注1〕〔注2〕〔注3〕
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全国	43程度～65程度〔注4〕〔注5〕

〔注1〕 同左〕

〔注2〕 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、21程度とする。

〔注3〕 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。

〔注4〕 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

〔注5〕 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

〔4〕・〔5〕 同左〕